

EV・PHV 広域連携計画策定・推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第26条第1項の規定に基づき組織し、EV・PHV 広域連携計画策定・推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、全国各地で普及が進みつつある電気自動車(以下「EV」という。)の充電インフラに着目し、交通分野からの低炭素地域づくりを目指して、首都圏から北陸地方にわたる広域でEVやプラグイン・ハイブリッド車(以下「PHV」という。)が移動するために必要な充電インフラのネットワーク化などの普及促進策について検討を行うことを目的とする。

(メンバー)

第3条 協議会は、前条の目的に賛同する事業者、地方公共団体、学識経験者、その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者からなる委員をもって組織するものとし、以下のメンバーにより構成される(別紙参照)。

- ①協議会の座長を高橋洋二日本大学総合科学研究所教授とする。
- ②地方自治体のメンバーとして、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、富山県、さいたま市、千代田区、横浜市、新潟市、柏崎市、富山市の職員とする。
- ③企業及び団体のメンバーとして、(株)NTT データ、日産自動車(株)、東日本高速道路(株)、富士重工業(株)、三菱商事(株)、三菱商事石油(株)、(株)ローソン、大丸有地区・周辺地区環境交通推進協議会の職員とする。

第2項 メンバーの追加、退会等を行う際は、上記既存メンバーの了承を踏まえ決定を行うものとする。

第3項 協議会は、検討会を置くことができる。

(活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、検討会等を通じて検討を行う。検討会はメンバー及び事務局の求めに応じて適宜開催する。

(関係者の意見聴取等)

第5条 協議会及び検討会は、活動のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(活動期間)

第6条 協議会の活動期間は、原則として本規約の施行時点を含む二年度間とし、存廃については、メンバーで協議して決定するものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正については、メンバーで協議して決定するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、(株)NTT データ経営研究所社会・環境戦略コンサルティング本部内に置く。

(附 則)

この規約は、平成22年12月22日から施行する。